

「女性宮家」問題について

日本大学教授 百地 章

はじめに

- ・私は、いわゆる「女性宮家」の創設に反対の立場から、意見を申し上げます
- ・皇室問題を考える際の私の基本的立場は、先の御代替わりの折、政府が採ったように、「憲法の趣旨に沿い、かつ皇室の永い伝統を尊重して」というもの
- ・ヒアリング事項については、順不同で、陳述全体を通して、逐次お答えすることとする

1、「女性宮家」創設論への疑問

- ・ヒアリング事項3の「皇室の御活動維持のため、『女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策について、どのように考えるのか」という点について
- ・これがいわゆる「女性宮家」の創設ということであれば、以下のような理由から反対である

(1) 「宮家」の歴史からみた疑問

- ①「宮家」(世襲親王家)は、皇位継承権者を確保し、皇統の危機に備えるものだから、そもそも、「女性宮家」など意味をなさないし、歴史上、一度も存在したことはない
- ②桂宮家の最後の当主(家主)が女性(淑子内親王)であったのは事実だが、これは「女性宮家の創設」ではない。あくまで、財産等の管理のため、独身の内親王が桂宮号を継がれただけで、未婚のまま薨去されると、桂宮家も断絶している →現在、高円宮家は妃殿下とお子様だけで構成されているが、「女性宮家」とはいわない
- ③宮家(世襲親王家)の範囲や宮家創設の方法は、時代によって異なる
 - ・鎌倉時代以降、「親王宣下」の制によって、「世襲親王家」(宮家)が成立 →「親王宣下」=「宮家」に生まれた時の身分は「親王」でなく「王」であっても、世襲の都度、天皇の名目上の「猶子(養子)」としたうえで、天皇から「親王」の身分が与えられる制度
 - ・室町時代以降は、「4世襲親王家」によって皇室が支えられてきた(直系の親王がおられない時は、4世襲親王家から天皇が即位)
- ④「四世襲親王家」から3人の天皇が誕生していること
 - ・「伏見宮家」…室町時代に成立、第102代後花園天皇は伏見宮家の出。後述の旧111宮家の男系男子孫の方々も、伏見宮家の流れを汲む方々である。
 - ・「桂宮家」…16世紀後期に關白豊臣秀吉の奏請によって成立、明治14年まで存続。
 - ・「有栖川宮家」…徳川時代初期に成立、第111代後西天皇は有栖川宮家の出。
 - ・「閑院宮家」…江戸中期、新井白石の建議で新設。第119代光格天皇は閑院宮家の出。
- ⑤つまり、二千年近い皇統を支えてきたのは「四世襲親王家」であった。それゆえ、「皇位の安定的継承のため」には、この「四世襲親王家」の果たした役割に注目する必要がある。
 - ・わずか265年(15代)の徳川将軍家でさえ、徳川宗家以外に尾張、紀州、水戸の御三家、さらに御三卿(田安、一橋、清水)によって支えられてきたことを想起すれば、これは当然のことと考えられる

(2) 「制度設計」上の問題点

- ①「女性宮家」創設論の重要な論点は、「男性配偶者」とその「子」をめぐる問題である。それ故、内親王や女王の配偶者となる「民間人成年男子」の地位、役割、さらにその「子」をどのように考えるのか、という点が極めて重要である。
- ②この点、「内親王や女王」のみ「皇族」とし、「民間人の男性配偶者」や二人の間に生まれ「子」は「非皇族」のままとする場合と、「配偶者」も「皇族」とする場合があり得る。報道によれば「女性宮家」は一代限りとする案が有力な様であり、野田首相も「ずっと続く話ではなくて、まさに緊急避難かもしれませんが…」(参議院予算委員会、3月12日)と答弁している。また、その後の報道でも、「政府は、皇族として活動できるのは1代限りとする方向で検討に入った」(4月3日付、毎日新聞)というから、話しを分かり易くするため、「配偶者は皇族とし、子は皇族としない」つまり「一代宮家」とした場合の問題点を考えてみたい。
- ③この場合、「内親王や女王」だけでなく「配偶者」も皇族となるから、両親は「皇統譜」に入り、その「子」の分だけの「戸籍」が作成されることになる。となれば、「親子別籍」(?)となり、戸籍上、「子」だけの不思議な世帯が誕生することになるが、これは「制度設計」上、無理があるからではなかろうか。
- ④また、この場合、「内親王や女王」および「男性配偶者」の姓はなくなり、その「子」のみ父親の旧姓を名乗ることになるであろう。しかし、そうすると「親子別姓」(親は無姓、子は有姓)の奇妙な家族が誕生することになる。
- ⑤さらに、この場合、「内親王や女王」および「男性配偶者」は「皇族費」によって家計を維持し、「子」のみ皇族費の対象外とされるが、そうすると「親子別家計」の非現実的な家族が誕生することになる。その場合、「子」の養育費等はどのようにするのだろうか。
- ⑥このように、「一代宮家」の創設は「親子別籍」「親子別姓」「親子別家計」とでもいべき奇妙な「家族」が誕生することになると思われるが、果たして「制度」として成り立つのか？
・それに、「女性宮家」創設の目的は、「将来、悠仁親王がご即位になられた時、それを支える宮家が必要だから」(野田首相)というものではなかったのか。→もしそうであれば、「一代宮家」では、その役割が十分に果たされないはず！
- ⑦そこで、このような制度設計上の問題点を克服するためには、「内親王や女王」だけでなく、「民間人配偶者」や「子」も「皇族」とするのが自然となろう(園部逸夫元最高裁判事も、後述のように「夫、子が民間にとどまるというわけにはいかない」と述べておられる。しかし、もしそのようにした場合、今度は、以下の難問が待ち構えている。つまり、「子」は「女系」となり、歴史上、全く前例のない「女系皇族」が誕生することになる。

(3) 「女系天皇」への道を開く危険性 …違憲の疑いさえある

- ①もし「女系皇族」にも皇位継承権を付与した場合、「女系天皇」への道を開くことになり、極めて危険であるだけでなく、安易な女系天皇の容認は、憲法違反の疑いさえある(後述)。
- ②「女性宮家」論は、「皇室典範に関する有識者会議」報告書(平成17年)において「女系天皇の容認」とセットで登場したものであって、「女性宮家」は「女系天皇」への道を開くための方便
・「皇位継承資格を女子に拡大した場合、皇族女子は、〔民間人と〕婚姻後も皇室にとどまり、その〔民間人〕配偶者も皇族の身分を有することとする必要がある」(報告書)
- ③しかも、政府が「『有識者会議』の報告書を前提に検討を行う」と述べている以上、たとえ今回

のヒアリングは「皇位継承と切り離して行う」などといっても、いずれ「女系天皇」の容認に向かうことは間違いない。

④園部逸夫元最高裁判事も、「女性宮家は将来の女系天皇につながる可能性があることは明らか」であるとして、次のように発言しておられる。これは極めて重大である。

・「夫、子が民間にとどまるというわけにはいかないから、歴史上初めて皇統に属さない男子が皇族になる。問題はどのような男性が入ってくるか。また、その子が天皇になるとしたら男系天皇は終わる。女性宮家は将来の女系天皇につながる可能性があるのは明らか」（『週刊朝日』平成23年12月30日号）

(4)「歴史の教訓」を踏まえて

①「女性宮家」の最大の問題点は、国民に全くなじみのない「民間人成年男子」が、結婚を介して、突然、皇室に入り込んでくること →にも拘わらず、「女性宮家」創設論者は、前述の園部氏を除けば、この難問について触れようとさえしない

・後述の「元皇族の男系男子孫への皇籍付与」に対して、「なじみがない」「国民に理解されるのか」などといった批判をする人たちは、皇室とは縁もゆかりもない「純然たる民間人成年男子」がある日突然、皇族となることに対して「なじみがない」「国民に理解されるのか」といった批判や疑問をなぜ抱かないのだろうか？

②歴史上、蘇我氏、藤原氏、徳川氏などが自分の娘を入内させ、「外戚」として権勢を振ったことがあるが、「女性宮家」の場合には、自分の息子や孫を直接皇室に送り込むことさえ可能となり、はるかに危険である。賛成派は、皇室の権威を利用しようとする野心家（国民であれ、外国人であれ）の出現に対して、余りにも無警戒ではなからうか。

(5)「女性宮家創設」は「陛下のご意向」とする説への疑問

①「女性宮家」は「陛下のご意向」との報道もあるが、本当に「陛下のご意向」なのか？

・このままでは悠仁親王が成人となられる頃には、同世代の皇族がいなくなってしまうのは事実であり、このことを陛下がご心配になっていることは、これまでのお言葉からも明らかと思われる。しかしそのことが直ちに「女性宮家」の創設に繋がるわけではない

②羽毛田宮内庁長官と風岡宮内庁次長は、いずれも「陛下のご意向」であることを否定

・『週刊朝日』（前掲）の掲載記事の中で、岩井克己記者は「女性宮家は天皇陛下のご意向であることを、羽毛田長官が強く否定している」旨、明言

・また、参議院予算委員会において、「女性宮家創設は陛下の御意思なのか」との質問に対して、風岡宮内庁次長は「陛下は、憲法上、国政に関する権能を有しないというお立場でございますので、制度的なことについては特に発言をしておりません」と答弁している（3月12日）。

(6)「次世代への先送り論」に対する疑問

①渡邊允前侍従長は、1日も早く「女性宮家」を創設すべきとする一方で、皇位継承問題については「将来の世代が、その時の状況に応じて決めるべき問題である」とされるが（同『天皇家の執事 侍従長の十年半』文春文庫、2011年）、これは疑問である。

②渡邊氏のこの発言が、皇室と陛下のことを思われた上でのものであることは疑われないが、

「女性宮家」が「女系皇族」の容認につながり、さらに「女系天皇」への道を開くものであることを考えるならば、やはり反対せざるを得ない。

- ・ それに、もし「女性宮家」にお子様が生じた場合、国民感情として、やはり皇位継承権与えるべきだといった流れになるであろうことは、まず間違いない。また、皇位継承権を認めないのは「差別」だと言いだす者が出てくるであろう。それゆえ、「次世代への先送り案は非常に危険であって、容認できない。

2、憲法第2条「皇位の世襲」の意味と皇室典範への「委任」

(1) 政府見解は、憲法第2条の「皇位の世襲」は「男系」（少なくとも男系重視）と解している

① 制憲議会やその後の政府答弁から明らかなとおり、従来、政府見解の基調とされてきたのは「憲法第2条の世襲は男系を意味する」というものであった

i) 法制局「皇室典範案に関する想定問答」（昭和21年11月）

「然らば皇位の世襲と云ふ場合の世襲はどんな内容をもつか。典範義解はこれを（一）皇祚を踐むは皇胤に限る（二）皇祚を踐むは男系に限る（三）皇祚は一系にして分裂すべからざるの三点に要約してゐる。さうしてこれは歴史上の例外もなくつづいて来た客観的事実にもとづく原則である。世襲といふ観念の内容について他によるべき基準がない以上、これによらなければならぬ。さうすれば少なくとも、女系といふことは皇位の世襲の観念の中に含まれてゐないと云へるであろう」

ii) 金森徳次郎国務大臣（昭和21年9月10日、貴族院委員会、12月5日衆議院第1読会）

「世襲とは何か」との質問に対して「本質的には現行の憲法〔明治憲法〕と異なるところはないと考えて居ります」「現在に於いては、男系といふことを、動かすべからざる一つの日本の皇位継承の原理として考へております」

iii) 林修三内閣法制局長官（昭和34年2月6日、衆議院内閣委員会）

「やはり古来の日本の国民の一つの総意と申しますか、国民の信念と申しますか、つまり男系相統ということで実は一貫して参つておるような状況でございます。」

iv) 山本宮内庁次長（昭和55年3月27日、昭和55年3月27日、参議院内閣委員会）

「日本の歴史、伝統というものから考えれば、男系の男子ということで世襲していくことを続けていくというのが適當ではないか」

v) 角田礼次郎内閣法制局長官（昭和58年4月4日、参議院内閣委員会）

「男系の男子が皇位を継承されるというのが、わが国古来の伝統であって、その伝統を守るということで現在のような規定ができたというふうに承知しております」

vi) 加藤紘一内閣官房長官（平成4年4月7日、参議院内閣委員会）

「この規定〔憲法第2条〕は皇統に属する男系の男子が皇位を継承するという伝統を背景として決定されたものでございます」

② これに対して、平成13年、従来の政府見解から逸脱し、明確な根拠も示さないまま「皇統とは男系及び女系の両方を含む」と述べたのが、福田康夫内閣官房長官の答弁であった。

vii) 福田康夫内閣官房長官（平成13年6月8日、衆議院内閣委員会）

「『皇統』とは、天皇に連なる血統のことであり、男系及び女系の両方の系統を含む」

③ しかしながら、この答弁はその後、平成18年、安倍晋三内閣官房長官によって修正された。

viii) 安倍晋三内閣官房長官（平成18年1月27日、衆議院予算委員会）

「政府としては、男系継承が古来例外なく維持されてきたことを認識し、そのことの重みを受け止めつつ、皇位継承制度のあり方を検討すべきものである」

④そして、今回、野田首相も、従来の政府見解同様、「男系重視」の答弁を引き継いだ。

ix) 野田首相 (平成24年2月9日、衆議院予算委員会) (2月13日、3月12日にも)
「憲法2条、それから皇室典範の1条でこれは男系というふうに明記しています。古来、ずっと長くそういう形で続いてきたことの歴史的な重みというものをしっかりと受けとめながら、…議論させていただきます」

(2) 学説でも、「世襲」は「男系継承」と解するのが通説(少なくとも多数説)

①憲法学者も、「世襲」は男系を意味するとする説が通説(少なくとも多数説)を占めている

- i) 美濃部達吉博士 …新憲法の下でも「皇統は専ら男系に依り女系に拘らないことは、我が古来の成法であって歴史上にも嘗て其の変例は無い」(『日本国憲法原論』昭和23年)
- ii) 宮沢俊義教授 …「『男系』とは男子の系統によって皇統に属するという意味である。…わが国では、皇族の身分をもたない者は皇位継承の資格はないが、皇族の身分をもつためには、かならず『男系』により皇統に属することが必要であるから、ここでとくに『男系』という必要はない」とされる(『憲法(改訂版)』昭和55年)
- iii) 小嶋和司教授 …「憲法の『世襲』概念は女系を含んでいない」「『皇統』には二つの解釈がありうる。一は、単に天皇の血統と解するもので、他は、さらにその系統が歴史的には男系によってのみ成立してきたことに着目して、男系制をもよみこむものである。後説を正当としようが、この見解によれば、[皇室典範]第1条の『男系の』という限定は、注意的訓示にすぎないことになる」(『女帝』論議『小嶋和司憲法論集二』1989年)
- iv) 佐藤幸治・京大教授 …「『皇統』は歴史的に『男系』であることが求められた。皇室典範一条が『皇統に属する男系』とするのは、それを確認するものである。」「皇統は男系性を要求されるから、女帝の子は女系として皇位継承権を持ちえない建前であった」(『憲法(第三版)』平成7年)

②これに対して、「世襲」は男系でも女系でも構わないと明言しているのは、少数説

- i) 園部逸夫元最高裁判事 …「皇統は觀念上は男女両系を含み得る」「憲法第二条の『世襲』は、女系による血統も含むものとする」(『皇室法概論』平成14年)

(3) 憲法第2条と「皇室典範」への委任

- ①憲法第2条は「男系主義」(少なくとも「男系重視」)を意味しており、皇室典範への委任はこれを前提としものとするべきであって、「白紙委任」ではない
・つまり、皇室典範1条の「男系主義」は憲法上の「男系主義」を確認したもの
- ②それゆえ、皇位継承権を「男系男子」に限定した皇室典範1条を改正して、安易に「女系天皇」を容認することは許されない。また、「女系天皇」への道を開く「女性宮家」についても重大な疑問が残る。

3、陛下の「ご公務のご負担軽減」論について

- ・ヒアリング事項3の「皇室の御活動維持のため、他に採りうる方策として、どのようなことが考えられるか」という点についての回答は、以下のとおりである。

(1) 「ご公務」そのものの整理縮小を

- ① ヒアリング事項の2は、「現在の皇室の構成に鑑みると、今後、皇室典範12条の規定などにより皇族数が減少し、現在の皇室の御活動が困難になることについて、どのように考えるか。(皇室典範改正の必要性・緊急性が高まっていると考えるが、このことについてどう思うか。)」というものである。
- ② 確かに、天皇皇后両陛下のご公務は膨大であって、両陛下のお歳やご病気等のことを考えれば、ご負担の軽減は喫緊の課題であることは間違いない。しかしながら、その解決策として「女性宮家創設」を挙げるのは、本末転倒であって、まずご公務の整理・縮小こそ、喫緊の課題というべきである。
- ③ 問題のご公務であるが、憲法上は、「国事行為」と「象徴行為」のみが「ご公務」とされている。しかしながら、皇室の本来のあり方からすれば、最も重大なご公務は「祭祀」である。これらの「ご負担軽減」はいかに考えるべきか。
- ・ まず、「祭祀」であるが、皇室祭祀は本来、「天皇による国家・国民のための祈り」であって、掌典職らの代行はあり得ても、皇族による代行は考えられない。したがって、この「祭祀」についてのご負担軽減については、陛下のご意思を最大限尊重すべきであろう。現在、陛下の「ご公務の負担軽減」の名目で、次々と祭祀の簡略化が進行しているというが、これは由々しき事態といわなければならない
 - ・ 次に、「国事行為」については、「国事行為の臨時代行に関する法律」に基いて、適宜、皇太子殿下や秋篠宮殿下によって代行して戴くことで、ご負担の軽減は可能である。また、女性皇族が国事行為を代行されることは考えにくいことから、これは「女性宮家」の創設に繋がらない。
 - ・ 第3の「象徴行為」は、「日本国及び日本国民統合の象徴」としての天皇が、対外的に日本という国を象徴され、対内的に国民を統合されるために極めて重要な行為であると思われる。そして、天皇皇后両陛下はその実を見事に示してこられたし、皇族方もそれぞれの立場で両陛下のご活動を良く支えて来られたと思う(ヒアリング事項の1についての回答でもある)。
 - ・ 問題は、今日、象徴行為が益々拡大してきていることである。このうち、「国民体育大会」「植樹祭」、「豊かな海づくり大会」(三大行幸)等を除き、整理縮小は喫緊の課題である。したがって、「象徴行為」のあり方についての再検討が必要と思われる。益々増えてきたご公務(各種式典、民間行事等へのお出まし)につき、プライオリティを付けて陛下のご負担を軽減するのは宮内庁の務めであり、ご公務のご負担軽減のためという理由をつけて「女性宮家」創設を主張するのは筋違いである。
- ④ なお、ヒアリング事項5では「今後の皇室の御活動維持の観点に絞る緊急課題として議論すること」の是非を問うているが、「皇室の御活動」の意味が不明確である。これが、③で述べた「ご公務」を指しているとするれば、「女性宮家」の創設ではなく、「国事行為の代行」や「象徴行為の整理縮小」の方向で、緊急に議論すべきである。

(2) 女性皇族が、皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするために(試論)

- ① 婚姻による女子皇族の減少によって、「今後、皇室の御活動の維持が困難となる」とすれば、主に「象徴行為」との関連であろう。それでは、天皇の「象徴行為」に当たる社会のご活動

を女性皇族がご支援申し上げるためには、いかにすべきであろうか。様々な方法があろうが、例えば、以下のような方法が考えられよう（以下、ヒアリング事項2についてのお答え）。

- ②女性皇族については、婚姻による皇籍離脱後も、特例として「内親王」「女王」の「尊称」を認め、直接、陛下を公的にお支えするシステムを構築すべきではないか。
- ・旧皇室典範第44条には、「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍〔ナホ〕内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ」とあった。
 - ・旧憲法下でも李王家に嫁がれた梨本宮方子女王の例があるが、それ以前の江戸時代にも14代将軍徳川家茂に嫁がれた和宮親子内親王の例がある。また、藤原摂関家に嫁がれた8方の皇女の場合も、婚姻に際して内親王の尊称が与えられている。伊藤博文著『皇室典範義解』の注釈では、「内親王又は女王の尊称を有せしむることあるは、近時の前例に依るなり」とあることから、一つには、これらの事例が参考とされたのではなかろうか。
 - ・そこで内親王や女王が結婚された後も「内親王」や「女王」の称号を用いて、陛下のおそばで公的にご公務をお支えできるよう、皇室典範を改正する、という方法が考えられよう。
 - ・憲法14条2項は、「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」としているが、『皇室典範義解』は、この尊称につき「特に賜へるの尊称にして其の身分に依るに非ざ〔る〕」と注釈している。それ故、「身分制度」の創設ではなく、憲法上の問題は生じないと思われる。
 - ・この「尊称」案については、第1回目のヒアリングで園部内閣参与から質問があり、第2回目のヒアリングでも、大石眞京都大学教授が言及しておられる。
- ③他に、皇籍離脱後、「皇室御用掛」（仮称）などの役職にご就任戴く方法も考えられる。
- ・現在、「侍従職御用掛」、「東宮職御用掛」、「宮内庁参与」などの役職が存在する。そこで、陛下に直接お仕えする職として「皇室御用掛」（仮称）を新設し、結婚される内親王や女王に就任して戴く、という方法も考えられよう。

4、元皇族の男系男子孫による「皇族」身分の取得と「宮家」の創設を

- ①旧11宮家の臣籍降下については、形式的には自ら願ひ出たものとなっている。しかし実際には、GHQによる圧力（過酷な財産課税や経済上の特権剥奪による収入途絶など）によるものであって、昭和天皇はこれに反対しておられる。したがって、本件の場合、史上しばしば行われた天皇の命による「臣籍降下」（清和源氏、桓武平氏等）とも全く異なる
- ・昭和天皇のお言葉「諸般の情勢により秩父、高松、三笠の三宮を除き、他の皇族は全員臣籍に降下する事情に立ち至った。まことに遺憾であるが、了承してもらいたい」（『天皇家の密使たち』）「此度、臣籍に降下になるとも、皇室との交際は、ちっともかはらぬ。どうか今後、時々、御したしく参られて、御歓談のほど、又、御発展の事をいのる、といふいみの御言葉を賜り、…」（『梨本宮伊都子妃の日記』）
- ②旧11宮家のうち、4宮家には、未婚の男系男子孫だけでも9名おられる（賀陽家2名、久邇家1名、東久邇家3名、竹田家3名）…別紙資料
- ③歴史上、一旦臣籍降下された後に皇籍を取得された例は、少なくとも8件あり、その中には即位された方（第59代宇多天皇）や臣籍時代に誕生されたが、後に皇籍を取得しさらに即位された方（第60代醍醐天皇）もおられる。因みに、皇室と全く無縁な民間人男性が皇籍を取得した例は、もちろん皆無である。
- ④具体的には、「皇室典範の改正」ないし「臨時特別措置法の制定」により、元皇族の男系男

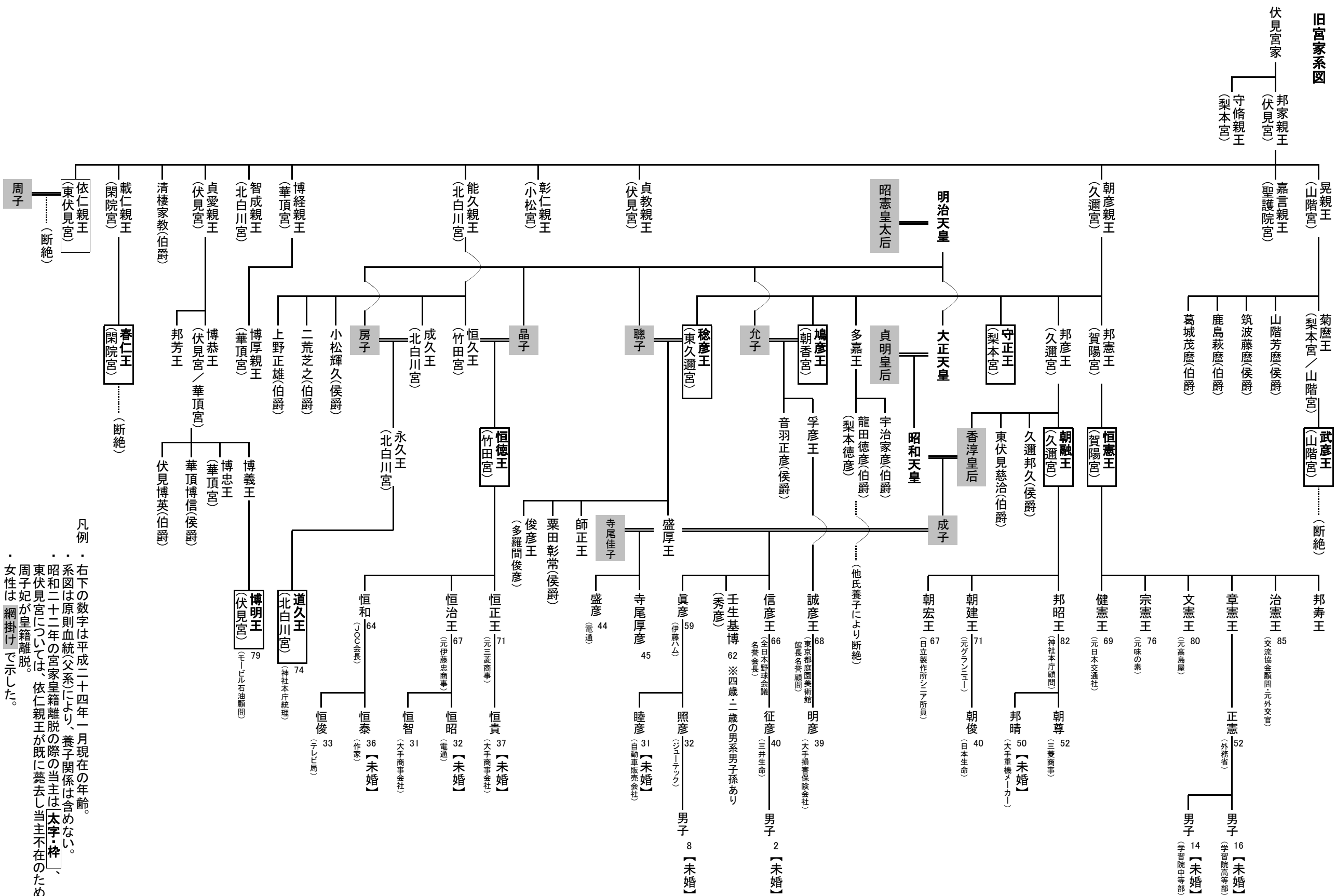
子孫の中から、何人かの方々に「皇族」となって戴く方法が考えられる

- ・ 第1に、養子制度を禁止した皇室典範9条を改正し、元皇族の男系男子孫の方に、男子継承者のおられない現宮家に養子に入って戴く方法が考えられる(大石教授も支持)
- ・ 第2に、元皇族の男系男子孫の中から、ご本人の意思(未成年者の場合は、親権者の同意も)や皇室のご意向等を踏まえた上で、相応しい方々に「皇族」となって戴くための「臨時特別措置法」を制定する方法も考えられる
- ⑤ そのうち、悠仁親王と同世代の方々に「皇族」となって戴き、将来「男性宮家」を創設することこそ、問題解決のための最善の方法ではないかと思われる。
- ・ 旧11宮家の男系男子孫の中には、悠仁親王(5歳)と同世代の未成年男子だけでも4名おられる(16歳、14歳、8歳、2歳)。例えば、この若い方々に速やかに「皇族」となって戴き、将来、悠仁親王が即位された時に、由緒ある宮号を名乗って戴くことができれば、天皇の「ご公務をお支えすること」も、「皇位の安定的継承の確保」に寄与することも、共に可能となろう。
- ・ もちろん、その頃には、この方々が国民から広く親しまれ、信頼される立派な皇族となっておられることは間違いないと思われる

おわりに

- ・ 以上述べたように、「女性宮家」については、問題が山積しており、しかも「女系天皇」に道を開く危険性を伴うことから、慎重な上にも慎重に審議し、拙速を避けて戴きたい。
- ・ また、当事者であられる皇族方のご意見もお尋きすべきではなかろうか。(ヒアリング事項6「その他、留意すべきことは何か」)

旧宮家系図



凡例・右下の数字は平成二十四年一月現在の年齢。
 ・系図は原則血統(父系)により、養子関係は含めない。
 ・昭和二十二年の宮家皇籍離脱の際の当主は「太字・枠」、
 東伏見宮については、依仁親王が既に薨去し当主不在のため、
 周子妃が皇籍離脱。
 ・女性には「網掛け」で示した。

出典… 以下①～④に基つき作成。
 ① 露会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修 旧華族家系大成 上巻』(吉川弘文館、平成8年)
 ② 保阪正康「新宮家創設8人の『皇子候補』」『文藝春秋』平成17年3月号
 ③ 「お家断絶もある『皇籍離脱』男系男子リスト」『週刊新潮』2011年12月15
 ④ 旧宮家関係者からの聞き書き

皇后陛下のお言葉

ブラジル国、アルゼンティン国で訪問前の記者会見

(平成九年五月十六日)

〔在日外国報道協会代表質問〕

——両陛下があまり公共の前にお姿をお見せにならない、お見えになる時も事前準備が行き届き過ぎていて、両陛下が人々と自然な交わりをお持ちになる機会が余りないようにお見受けします。そして、お会いになる人々が必ずしも一般の国民とは言えない、ごく限られた方々に制限されているという意見があります。このような意見に対して、どのように思われますか。お聞かせください。

公共の場に出る、姿を見せる回数が少ないのではないかとこの質問がありましたので、改めてここ一ヶ月ほどの日程がどんなものであったか調べてもらいました。福祉施設への訪問、赤十字や助産婦会などの記念式典、点字新聞や対地雷撤去のためのチャリティーコンサートなど、私がこの一ヶ月に公共の場に出ましたのは十二回ということでしたが、これは、私の平均的な一ヶ月の外出としてはむしろ多いほうで、通常はもう少し少ないのではないかと思います。他方、私どもの仕事の中には、このように公共の場に出ること以外に外務省、厚生省など日本の各省庁や、各種の民間団体からの願い出を受け、御所や宮殿で行う行事があり、回数からいいたしますと、そちらのほうが私どもの外出の回数をはるかに上回ります。それは、ある時は外国の賓客や、内外の大使の接遇であり、ある時は日本の各分野で働く人々との接点を持つ行事であるといつてよろしいかと思えます。その時その時の人数によって、謁見という形で陛下から一同に対するねぎらいのお言葉を頂くもの、レセプションのような形で一人一人の人から仕事についての話を聴くもの、着席の上懇談をするものなど形式はさまざまですが、このような余り人目に触れない行事も、過去をねぎらい、それを良い未来につなぐという皇室にとつての重要な仕事であり、私はこのこうした方面の仕事も欠かさずに保ち、これからも続けていきたいと思っております。そのような観点から、私どもの公共の場に出る回数を大幅に増やすということは、物理的にもやや困難なことと思われませんが、これからも接するすべての人々を大切にし、その人々を通じ、できるだけ人々の生活を広く深く知り、皇室が少しでも人々の心の支えになり、安らぎとなれるよう努めていきたいと思っております。

ご婚儀による皇女の臣籍降下と「内親王宣下」(江戸時代)

父	母	御名	夫	内親王宣下	婚儀
後陽成	近衛前子	女三宮清子内親王	鷹司信尚	慶長6年	慶長9年
後陽成	近衛前子	齋宮貞子内親王	二条康道	当初より内親王	元和9年
後水尾	徳川和子	<u>女二宮昭子内親王</u>	近衛尚嗣	<u>寛永14年</u>	<u>寛永13年</u>
後水尾	徳川和子	女五宮賀子内親王	二条光平	正保元年	正保2年
後水尾	園基子	級宮常子内親王	近衛基熙	寛永19年	寛文4年
後西	清閑寺共子	<u>賢宮益子内親王</u>	九条輔実	<u>貞享3年</u> <u>7月23日</u>	<u>貞享3年</u> <u>7月27日</u>
霊元	坊城房子	<u>女一宮憲子内親王</u>	近衛家熙	<u>元和3年</u> <u>12月3日</u>	<u>元和3年</u> <u>12月11日</u>
霊元	鷹司房子	<u>女二宮栄子内親王</u>	二条綱平	<u>貞享3年</u> <u>9月30日</u>	<u>貞享3年</u> <u>11月28日</u>
仁孝	橋本経子	<u>和宮親子内親王</u>	徳川家茂	<u>文久元年</u> <u>4月19日</u>	<u>文久2年</u> <u>2月11日</u>

旧皇室典範

第44條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍〔ナホ〕内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

恭〔ツツシ〕て按ずるに、女子の嫁する者は各々其の夫の身分に従ふ。故に、皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず。此に臣籍と謂へるは専ら異姓の臣籍を謂へるなり。仍内親王又は女王の尊称を有せしむることあるは、近時の前例に依るなり。然るに亦必〔カナラス〕特旨あるを須〔マ〕つは、其の特に賜へるの尊称にして其の身分に依るに非ざればなり。(『皇室典範義解』)